

景気・雇用対策特別委員会会議録

平成21年7月23日

場 所 第4委員会室

署 名

景気・雇用対策特別委員会 満 行 潤 一

平成21年7月23日（木曜日）

委員外議員（なし）

午前10時1分開会

会議に付した案件

○概要説明

商工観光労働部

1. 企業立地推進の取組について

福祉保健部

1. 介護老人福祉施設職員の実態調査結果及び介護関係職種の有効求人倍率について

2. 介護保険施設の整備計画について

3. 人材確保の取組について

4. 人材育成の取組について

○協議事項

1. 県外調査について

2. 県南調査について

3. 次回委員会について

4. その他

出席委員（13人）

委員	長	満	行	潤	一
副委員	長	黒	木	正	一
委員		外	山	三	博
委員		野	辺	修	光
委員		中	野	廣	明
委員		横	田	照	夫
委員		宮	原	義	久
委員		松	田	勝	則
委員		長	友	安	弘
委員		権	藤	梅	義
委員		濱	砂		守
委員		前	屋	敷	恵
委員		坂	口	博	美

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 渡 邊 亮 一

商工観光労働部次長 持 原 道 雄

企業立地推進局長 矢 野 好 孝

部 参 事 兼
商 工 政 策 課 長 古 賀 孝 士

企業立地推進局次長 山 口 俊 匡

福祉保健部

福祉保健部次長
（福祉担当） 加 藤 裕 彦

部 参 事 兼
福 祉 保 健 課 長 佐 藤 健 司

部 参 事 兼
長 寿 介 護 課 長 大 重 裕 美

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 池 田 憲 司

政策調査課主幹 河 野 龍 彦

○満行委員長 それでは、ただいまから景気・雇用対策特別委員会を開会いたします。

先日の県北調査の参加、ありがとうございます。お疲れさまでした。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。まず商工観光労働部に、企業立地推進の取り組み等について説明していただきます。次に福祉保健部に、介護老人福祉施設職員の実態調査結果、介護保険施設の整備計画及び人材確保・人材育成の取り組みについて説明していただきます。その後に委員協議をお願いしたいと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

前回の委員会に引き続き、商工観光労働部においでいただきました。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○渡邊商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております委員会資料の目次のとおり、企業立地推進の取り組みについて御説明させていただきます。担当局の次長より御説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山口企業立地推進局次長 それでは、企業立地推進の取り組みについて、資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、お手元の委員会資料1ページをお開きいただきたいと思います。1の企業立地推進の取り組みの概要についてであります。企業立地を推進するためにさまざまな取り組みを行っておりますが、ここではその取り組み概要を大きく4つの項目に分けて整理しております。それに沿って御説明をさせていただきます。

まず、(1)の情報収集・誘致活動についてあります。立地を検討している企業の情報をいち早く入手いたしまして、その企業に対しいかに迅速にアプローチしていくかが、誘致活動を有利に進める上で非常に大きな要素になっております。そのため県外の10名の方に企業誘致ア

ドバイザーとして情報提供をお願いしておりますが、それ以外に、市町村、関係機関、既進出企業からの情報提供、また新聞や雑誌、インターネット等で情報収集をしているところがございます。そして収集した情報に基づきまして、県外事務所や、昨年から5名配置いたしております企業誘致コーディネーターと連携して企業訪問を実施いたしております。企業誘致につきましては、1,000に3つ、つまり、1,000社訪問してやっと3社しか誘致ができないと言われております。いかに多くの企業を訪問するかが重要かということだと考えております。また、関係市町村や九州電力など関係団体と連携して企業立地促進のための協議会を設置しまして、一体となった誘致活動を展開しているところであります。協議会につきましては、現在7つを設置いたしております。

次に、(2)の情報発信についてであります。企業が立地を決定するに当たりましては、用地や水、交通インフラ、労働力、生活環境、あるいは自治体の優遇制度などさまざまな要素について検討いたしております。そのため、知事のトップセールスを初めといたしまして、企業立地セミナーの開催、各種展示会への出展、ホームページ、新聞、雑誌等への広告掲載を通じまして、本県の立地環境、自治体の優遇制度などの情報発信に努めております。

次に、(3)の進出希望企業への迅速な対応についてであります。本県に進出する意向のある企業に対しまして、用地情報の提供や労働力確保の支援、関係機関と連携して進出予定地周辺の道路整備等のインフラ整備を行っております。また、立地に向けまして開発行為の許可などさまざまな法律等に応じた手続が必要となっておりますが、企業の設備投資の決定におきまし

ては、企業にとって極めて重要な経営判断となるものでございます。特に大型投資を行います企業にとりましては、技術革新の面で他社と厳しい競争を行っており、立地決定から操業に至るまでの過程におきまして、さまざまな行政手続における事務処理への対応が、その行政がどうであるか、この辺が立地を決定する上で非常に大きな要因になると言われております。このため本県といたしましても、平成19年10月に知事を本部長といたします宮崎県企業立地推進本部を設置し、ワンストップサービス体制の充実強化に努めているところでございます。

(4)の立地後のフォローアップ等についてであります。県内に誘致した企業及びその本社、親会社を直接訪問いたしまして現況を把握するとともに、経営上の相談や行政に対する要望等に積極的に対応していくなど、能動的なアフターサービスと情報収集を展開することにより、既誘致企業の域外移転を抑止するとともに、新分野への進出あるいは工場の増設といったことを促しているところでございます。また、企業の初期投資を軽減いたしますために、操業後に、投資や雇用の実績に応じて企業立地促進補助金を交付いたしております。また、最後になりますが、企業に対する直接のフォローアップということではございませんが、企業の立地先となります大型の工業団地が県内に不足しておりますことから、大型の工業団地を整備する市町村に対しまして支援をすることといたしております。

続きまして、2ページをごらんください。企業立地促進補助金についてでございます。

概要について御説明いたします。まず、その目的でございますが、地域経済の振興と雇用の拡大並びに本県産業構造の高度化を図るため、

誘致企業の工場建設等の初期投資や新規雇用、情報サービス業の専用通信回線使用料などを補助することによりまして、企業立地を促進していくものでございます。21年度の予算額としまして8億3,700万円を予定しております。

③に、これまでの交付実績ということで、平成16年度から20年度までの5年間の交付実績を載せております。延べ100社に対しまして総額で49億4,000万円を交付いたしております。

④補助の対象でございますが、誘致が決まりましたして操業を開始した誘致企業からの申請に基づきまして補助金を交付いたしております。後ほど具体的な流れは御説明させていただきます。その下に参考で、交付実績と同じく16～20年度の過去5年間の誘致件数を載せております。5年間で122社の誘致を行っております。③の交付実績と見比べていただきますと件数が違っております。これにつきましては、③のほうは交付実績、④のほうは誘致件数と申し上げましたけれども、企業立地促進補助金につきましては、誘致してすぐに補助金を交付するというものではございません。操業を開始した誘致企業からの申請に基づいて、その実績を確認した上で交付いたしております。また、企業によって誘致から操業を開始するまでの期間に違いがございます。立地調印後半年余りで操業する企業もあれば、操業準備に時間を要して操業が2年後というような企業もございます。ここで実績を見ていただきますと、平成19年度17億2,800万円とかなり多くなってございますけれども、これにつきましては、誘致の実績にありますとおり、平成16年度、17年度、非常に誘致件数が増加しております。これらの企業が操業を開始して19年度に補助申請をしたことによるものでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思ひます。企業立地促進補助金の交付の流れということで、誘致活動から実際に補助金交付に至るまでの流れについて、一般的な製造業の場合について記載してあります。誘致活動を行いました結果、本県に立地をしていただけることが決定いたしますと、調印式あるいは誘致企業として認定をいたします。そうしますと企業におきましては早速操業準備にかかりまして、工場建設等を行います。工場が完成いたしますと操業開始ということになるわけですが、誘致企業に認定をいたしましてその工場造成等に着手するまでの期間は、誘致後5年以内に着工することとなっております。そして操業開始いたしますと補助金の交付申請となります。操業開始につきましても、事業計画に記載されております生産工程のおおむねすべてが稼働を始めたその日を操業開始の日として、それから1年以内に補助金の申請を行っていただきます。補助金の交付を受けますと県のほうで審査をするわけですが、補助対象の経費となります建物、機械等の設備につきましては、すべて現地で関係証票等とあわせて確認をさせていただいております。あわせて雇用者につきましても、社員名簿あるいは雇用保険被保険者の資格取得認定通知書等の関係書類を確認して補助金を交付いたしております。

その上に書いてございますが、申請期間でございます。一般案件、普通の案件につきましても新規雇用が100名以下の案件になりますけれども、交付回数は1回となっております。それ以上の大型の案件につきましては、創業後5年以内に5回補助金の申請ができることとなっております。なお、後ほど改めて説明いたしますが、情報サービス業につきましても、特例というこ

とで申請回数を3回といたしております。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思ひます。企業立地促進補助金について、補助の要件等について御説明させていただきます。細かなで表で申しわけございませんが、補助のメニューといたしまして、左側の区分を見てくださいと大きく3つに分けてあります。一般案件、大規模立地企業、そして特定団地立地企業、この特定団地立地企業につきましてはフリーウェイ工業団地に係るものでございます。

そして区分の横の欄、業種は、3つの区分ごとに対象となります業種を掲載いたしております。そして交付要件は、新規に何名県内から雇用したかということになります。それぞれの業種ごとに要件を定めてあります。例えば一般案件の県外誘致企業、製造業でございますと、県内から10人を超える雇用が補助対象となる要件になっております。そして補助対象経費でございますが、真ん中の大規模立地企業を見てくださいと、新規雇用の要件に加えまして、補助対象経費ということで150億円を超えると記載してございますが、大型の案件につきましては、雇用と投資規模、この両方が補助対象の要件になります。それ以外は新規雇用の人数が要件となっております。

雇用割、これは雇用者1人に対しての補助金額でございます。投資割、これは一定以上の投資をしていただければ、それに対して補助いたしますので、その割合（パーセント）を示しております。その他は、今申し上げました雇用割、投資割以外に、情報サービス関係での別途補助がありますので、その辺を記載いたしております。そして右端が限度額になっております。表はそのように記載されております。

改めて説明をさせていただきます。補助のメ

ニューといたしまして大きく3つに分けております。一つが一般案件でございます。これは県内からの新規雇用者数が100名以下の規模の企業立地を対象としております。また、一般案件の中で、新たに県外から誘致したものを県外誘致企業、既に誘致した企業の増設あるいは県内立地企業に関するものにつきましては県内立地企業というふうに2つに区分をいたしております。それぞれに雇用割の単価、あるいは投資割等の補助率、限度額に差をつけております。大規模立地企業につきましては、県内からの新規雇用者数が100名を超え、かつ投資額が150億円を超える場合を3段階に分けて、最大50億円までの補助ができるようになっております。限度額の50億円につきましては、現在でも九州で最高額となっております。なお、ごらんいただきますと、情報サービス業の場合につきましては限度額は8億円といたしております。特定団地立地企業につきましては、宮崎フリーウェイ工業団地に立地した場合についてでございます。企業の立地を促すために交付要件を緩和いたしております。また、ごらんいただくとわかると思いますが、投資割を、一般案件の県外誘致企業の投資割に2%上乗せを行っております。あわせて、この補助は通常、用地代につきましては対象といたしません。特定団地フリーウェイ工業団地につきましては、県と高原町におきまして共同で用地取得費の補助も行っているところでございます。

なお、その他の欄に書いてございますけれども、情報サービス業につきましては、製造業に比較して投資額が少額であるということ、そのため補助金額も少ないということがございますので、別途、情報通信費と施設整備費を補助の対象としております。情報通信費につきましては

は、情報関連産業、高速通信回線を使用いたします年間使用量の80%、年間限度額2,000万円の範囲内で補助をいたしております。また施設整備費ということで、情報サービス業につきましては、新たに建物を建ててというより、既存施設に入居して、それを改造して事務所として使うというケースが多うございますので、既存施設に入居して行う場合に、1平米当たり2万5,000円を限度といたしまして施設整備に対する補助を行っているところでございます。

表の右のほうに事例1から事例4まで矢印が入ってございますが、次のページでそれぞれ事例を作成しておりますので、その事例に沿って御説明させていただきます。

まず、事例1でございます。一般案件、県外誘致企業でございます。製造業ということで、投資額を50億円、県内での新規雇用者30名ということでシミュレーションしております。この事例が件数的にも一番多く、一般的な事例になっております。一般案件の県外誘致企業ということで、雇用割が1名当たり30万円になります。30名雇用ということで900万円、投資割が、50億円新規投資いたしますと2%の補助ということになりますので1億円、総額で1億900万円の補助となります。

事例2でございます。一般案件、これも県外誘致企業で、今度は情報サービス業でございます。情報サービス業につきましては、投資額が2,500万円、括弧書きで書いてございますが、施設整備費、要するに既存施設に入りまして改装を行う費用が2,000万円と仮定しております。県内新規の雇用が、初年度が10名、2年目に5名、3年目で2名、年間の高速通信回線使用料が1年間で100万円と仮定しております。先ほど申し上げましたとおり、情報サービス業の補助

金の交付申請につきましては、3年間3回交付申請ができることになっておりますので、それで計算をさせていただいております。雇用割でございますが、1年目が10名、2年目が5名、3年目が2名ということで、各30万円で、それぞれ300万円、150万円、60万円、3年間で510万円となっております。投資割でございますが、投資額2,500万円のうち施設整備費2,000万円を差し引きまして、機械、装置等を購入した金額が500万円ということで、その4%、20万円が投資割の補助額となります。施設整備費でございますが、先ほど申し上げましたとおり、既存施設の改装に要する経費、加えて電気、水道、通信機器の敷設に要する経費でございます。2分の1の補助ということで、2,000万円の50%、1,000万円となります。情報通信費でございますが、高速通信回線等を利用して行う事業ということで、年間2,000万円を限度といたしまして80%補助いたしております。それを3年間交付いたしますので、3年間で240万円、3年間で総額1,770万円を交付するということになっております。

6ページをお開きいただきたいと思っております。事例3でございます。大型案件でございます。用いましたのは補助金の限度額50億円の事例でございますが、投資額が1,500億円、県内新規雇用が600名と仮定しております。これにつきましては、雇用割といたしまして、1人30万円になりますので、600名雇用しますと1億8,000万円の雇用に対する補助になります。投資割でございますが、1,500億円の投資、これにつきましては4%になっておりますので60億円になります。合計いたしますと61億8,000万円の補助になりますけれども、限度額が50億円ということで設定されておりますので、補助金額は50億円。ただ、

これにつきましても交付申請は5回可能ということになっておりますので、5回で50億円ということになります。

フリーウェイ工業団地の案件、事例4でございますが、これも製造業、投資額が5億円で県内新規雇用20名、この場合は用地を1ヘクタール購入したというふうに仮定しております。現在1平米当たり1万2,000円で販売いたしておりますので、1ヘクタールの購入価格が1億2,000万円となります。雇用割でございますが、20名で600万円、投資割が5億円の4%で2,000万円、そして、ほかの事例ではございませんが、用地取得に補助いたしますので、1億2,000万円の県が9分の4補助いたします。その金額が5,333万円となります。その下、県の補助額が合計7,933万円となりますが、これに加えて高原町が用地取得費の9分の2を補助いたします。その金額が2,666万円となりますので、合計で1億5,999万円の補助となっております。

事例につきましては以上でございます。

7ページをお開きいただきたいと思っております。立地企業に対するフォローアップについてでございます。目的は、冒頭の説明で申し上げましたとおり、県内企業をフォローアップして一日も早く地元根づいていただきまして、域外への移転を抑止しますとともに、新たな展開をしていただき、工場の新増設等を促すというような事業でございます。この事業につきましては、平成15年度から市町村や県外事務所、総務商工センターと連携して実施をいたしておりますが、今年度から改めてフォローアップ担当ということで担当を設置いたしております。こういったことで対外的にアピールを行いますとともに、担当の職員の増員を行いましてフォローアップの充実強化に努めているところでござい

ます。

企業訪問数実績を上げさせていただいております。平成20年度289社、今年度は7月6日までで80社の訪問を行っております。

3の企業訪問時における相談・要望等でございますが、記載しておりますとおり、雇用の確保から用地の確保に至るまでさまざまな相談・要望がございます。例えば雇用の確保につきましては、「大卒の採用が難しくなかなか決まらない」というような御相談がありますと、労働政策課の雇用推進員と改めて同行訪問いたしまして、雇用人材バンクの活用等を勧めた結果、採用が決定したという事例もございます。また、人材の育成につきましては、「社内教育にはどのように対応していいのか教えていただきたい」というようなことで、県の職業能力開発協会を紹介いたしまして、そちらでの研修が決定するなど、庁内の関係各部署、庁外の関係各機関と連携して相談、要望に対応しているところでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。大規模工業団地の整備促進についてでございます。まず、事業目的でございますが、この事業は、県内に20ヘクタール以上の大規模な工業団地が不足しておりますことから、将来の景気回復期に備えまして、大規模な工業団地の整備を行う広域市町村に対して県が一定の補助を行い、県内における大型工業団地の整備を促進しようというものでございます。

支援の内容につきましては、2の事業概要に書いてございますとおり、工業用水等の基盤整備や地耐力等の基盤調査等の事業に対しまして2分の1の補助を行うこととしております。単年度の補助限度額は2億円となっております。また、造成に係る資金といたしまして30億円を

5年間無利子で貸し付けることといたしております。

事業効果でございますが、早期の団地造成が図られるとともに、分譲価格の低廉化、ひいては分譲の促進が図られるものと考えております。

今年度のスケジュールでございますが、現在、全市町村に対しまして事業の募集を行っております。8月末をめどに事業対象者を決定したいと考えております。

最後になりますが、9ページをお開きいただきたいと思っております。フリーウェイ工業団地の分譲状況についてであります。まず、団地の概要でございますが、所在地は高原町でございます。分譲面積28ヘクタール、これを6区画に分けて分譲いたしております。事業主体は土地開発公社でございます。経緯につきましては右に書いてあるとおりでございますが、平成11年度から分譲を開始いたしております。

2の分譲実績でございますが、現在2社が立地をいたしております。現在、富士産業というふうになっておりますが、ここが0.2ヘクタール、そして平成20年3月に芝田スプリング製作所が立地をいたしまして、分譲面積が0.6ヘクタールとなっております。

3の誘致活動でございますが、広報宣伝活動につきましては、平成5年に設置いたしました、県、西諸県郡2市2町及び九州電力宮崎支店等で構成をいたします宮崎フリーウェイ工業団地企業立地促進協議会を中心にさまざまな誘致宣伝活動等行っております。昨年度は日刊工業新聞や雑誌、財界への広告掲載のほか、JR駅舎でのポスター掲示、また空港での電照広告等を行っております。今年度もより効果的な広報に努めてまいりたいと考えております。また今年度は、フリーウェイ工業団地への誘致に向けて

集中的に企業訪問を実施したいと思っております。7月の下旬から8月にかけて、南九州の食品製造業、機械製造業、金属加工業、これらの企業を中心に約80社を職員が直接訪問いたしましてPRを行いたいと考えております。また、用地取得費補助につきましても引き続き実施をいたしております。

依然として厳しい経済状況でございますけれども、今後とも企業の投資情報の収集に努めまして、市町村と連携して積極的な誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。また、フォローアップ事業につきましても、精いっぱい本県での事業拡大につながるよう実施してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明は終わりました。御意見、質疑等ありましたらお受けいたします。

○外山三博委員 宮崎県は、相当広い面積ですね。ここに企業誘致をしようとするときに、立地したいという企業はいろいろな希望があると思うんです。広さや場所、県央か県北か県南とか、あるんでしょうが、希望する企業が求めるような条件の土地というのは大体手当てはできるんですか。非常にその辺がネックになっておるんでしょうか。

○山口企業立地推進局次長 県内に即時に販売できる分譲済みの団地が13団地ございまして、面積的に73ヘクタール、場所的にも県南、県北まで広がっております。それぞれの地域に企業が求める水とか電力、人的なもの、交通アクセス、そういった諸条件がございますので、既存の団地、あるいはこれから造成する団地等々条件を勘案いたしまして、企業の要望に沿う形で、こういった団地が提供できます、こういう用地がございますというようなことで、ある程度対

応はできているというふうに考えております。

ただ、先ほど御説明いたしましたけれども、非常に大きな企業が立地をしたいと言ってきた場合に、現在、20ヘクタール以上の用地がフリーウェイだけでございますので、そういった大規模案件に対応していくために新たな団地を整備していくということでございます。また、既存の団地につきましても現在のままでよしというわけではございませんで、電力に対する対応、あるいは水、そういった部分につきまして整備を進めているところでございます。以上でございます。

○外山三博委員 立地しようとする企業が、いろんなセールスをやられる中で、条件が合えば、宮崎県内のどの辺に行きたいという企業が一番多いんでしょうか。そういう傾向はないんですか。

○山口企業立地推進局次長 そういった要件で言いますと、例えばIT関係とかコールセンターにつきましては、人的なものが非常に重要な要件になりますので、宮崎市あるいは延岡、都城といった大量に事務職の職員が集められる場所。あるいは水が豊富な場所、遠距離でも構いませんというようなところであれば、それなりに県北等々御紹介できます。案件によって対応はできているというふうに思っております。

○外山三博委員 工場立地の用地としては一応足りているんですか。それとももう少し広げていく必要があるんですか。そのところがよくわからないんですがね。

○山口企業立地推進局次長 現状のままで足りているとも不足しているとも意見が分かれるところだと思います。申し上げましたとおり、大型案件に対するものは不足しているというのははっきりしておるんですけれども、これからの

経済状況等でどういった企業がどのぐらい誘致できるのか。また、本県の企業誘致のあり方についても、どれくらいの量進めていくのか。市町村等の考え方もございますので、その辺を考慮しながら判断していく必要があるかと思えます。団地のそれぞれの条件も異なっておりますので、現状で十分ですということも、一概には私のほうからは言いづらいところがございます。

○外山三博委員 ちょっと角度を変えて聞きたいんですが、ゴルフ場が県内20幾つありますね。経営状況が思わしくないところが売りに出て、場合によっては外国の企業が非常に安い値段で買っておるところ、今でも売りに出ておるところあるんです。このゴルフ場を、数億円、高くても10億前後でしょう。ある意味では非常に格安なんです、土地を造成することを考えたら。ゴルフ場の所有者が工業団地でもいいよと、値段が折り合えばという話があったときは、可能性として工場立地の場所になるんですか。

○山口企業立地推進局次長 ゴルフ場というお話でございますが、ゴルフ場として整備をされていますので、工業団地ということになりますとそれなりの整備が必要になってくると思えます。それらを整備してきちんと工業用地ということで処分をするということであれば、場所的には特に問いませんので、団地以外のところでも誘致されれば誘致企業ということになりますので、そういったものが工業団地という態勢を整えて分譲された、水、電気等もきちんと対応できているということで企業が立地をするということであれば、それは誘致企業ということでは対応は可能になると思えます。

○外山三博委員 法的な面で問題ないんですか。当然ゴルフ場即は使えないでしょう。多少再整

備が必要でしょうが、それができてコスト的にも合うということであっても、法的に、ゴルフ場開発でやったところを工業団地に切りかえていくということは問題ないんですか。

○山口企業立地推進局次長 その辺の工業団地への転用といいますか、法的な対応につきましては、不勉強で承知しておりませんので、その辺につきましては改めて勉強させていただきます。

○矢野企業立地推進局長 都市計画法上の準工業地域とか工業専用地域とかありますが、これは市町村や県の都市計画法に照らし合わせてやらないといけないので、ゴルフ場を工業団地に即転換できるというのは難しい面があります。おっしゃるとおり法的な面で厳しいところがありますので、変更する上では、順次法的な面の許認可をとっていかなくちゃいけないということです。

○外山三博委員 ということは、ゴルフ場を工業団地に即切りかえるのは難しい、いろいろな法的な面があるからね。しかし、それをクリアできる可能性もあるわけでしょう。

○矢野企業立地推進局長 いろんな同意とか許認可がうまくいって開発行為が可能ということになれば、可能性は全くないとは言いきれません。

○外山三博委員 今、法的なものがあるから、今後、そういう話というのは、個人のレベルでも出てくる可能性があるし、ゴルフ場がどうしても成り立たないときに、そういうふうはどうですかという話が出てくる可能性があるから、少し法的なものを整理して報告をお願いします。

○矢野企業立地推進局長 外山委員のお話では工業団地のことですが、工業団地は県の施策としてやるものもありますし、市町村が独自に戦

略的に考えるものもあります。県としましては、大きな企業を県内に持ってこようということ——今、雇用創出が一番の目標みたいになっていますが、産業集積とか税収効果とか3つあるわけです。ただ、これを誘致した場合は、その他金融機関、サービス業、いろんな業種にメリットが出るわけです。企業誘致そのものがその地域の産業や社会生活に影響するというのもよく認識しながら、大きな目で工業団地の整備というのは考えていきたいと思っております。以上です。

○渡邊商工観光労働部長 今、外山委員がおっしゃいました、いろんな需要に対してもともと工業団地が足りているのかと。市町村から報告があって県が把握している工業団地が86カ所あります。そのうち市町村と連携して県が積極的に売っている用地19カ所、これが約124ヘクタールあります。そのうち造成済みで企業に引き渡しが可能な用地が13カ所で約73ヘクタール。したがって、先ほど次長が申しあげましたように、大規模な団地というのは箇所が少ないわけでございますけれども——私、今県内をずっと回っておりますけれども、用地的には足りているのではないかと。問題は、企業全体が非常に冷え込んでおりますので、積極的に進出していただけない。もう一つは、立地場所との関係がありまして、人材、従業員の確保の問題です。どうしても宮崎市、延岡市、都城市に偏ってくる傾向がございます。今回、21年度予算で大規模工業団地の造成について上げさせていただきましたけれども、用地云々というよりも、今の景気全体がこういう状況なものですから、そのあたりが大きな要因になっているのではないかなと思っております。以上です。

○野辺委員 企業立地促進補助金ですが、大型

案件というのはそうやたらにはないと思うんです。一般案件の補助の2%と4%、なぜこんなに違うんでしょうか。30人以上の雇用も4%にしたほうがいいような気がするんですが、なぜ4%と2%になっておるんでしょうか。

○山口企業立地推進局次長 投資割の製造業と先端製造業の違いでしょうか。先端製造業につきましては、今、要綱のほうで20業種ほど決めておりますが、やはり投資規模が大きくなりますし、積極的に技術集積を図るためにインセンティブを高めるということで、先端製造業につきましては一般の製造業より2%ふやして、優遇といたしますかインセンティブを高めているところでございます。

○矢野企業立地推進局長 先端企業につきましては、本県の技術の高い企業を集積させたいというのが一つあります。それで優遇しています。もう一つは、これらの企業と取引をする県内の企業がありますけれども、県内企業の技術力アップにもつながるという意味で、そういうのを奨励しているということで、2つの意味があります。以上です。

○野辺委員 私が聞いたのは、5ページと6ページの一般と大型の案件の違いなんです。一般については投資割の2%で、大型については4%となっておるというのはどういう意味ですかということなんです。

○矢野企業立地推進局長 大型案件は雇用創出が非常に大きいということでありまして、地元の市町村に税収入、設備投資等大きなメリットがあるということで奨励しているところです。

○野辺委員 この投資割は用地も投資として見ておるわけですか。

○矢野企業立地推進局長 用地で見ているのはフリーウェイだけです。それ以外につきましては

は用地は投資割の中には含んでおりません。

○野辺委員 誘致活動の情報収集、いろいろ企業立地が進んでおりますが、この中で実際、どこからの情報で誘致に結びついたというのが多いんでしょうか。

○矢野企業立地推進局長 情報収集は、県外事務所、コーディネーターの情報が多いんですが、私ども局でも企業訪問を行うわけですが、企業から得る情報が一番大きいです。メディア、新聞、雑誌、ホームページとかありますけど、これはどの産業が今から伸びるとか傾向的なことはわかりますけれども、個別の案件につきましては、やはり足で稼ぐのが一番情報が入りやすいので、メディアよりも、各職員が企業を訪問した上で情報キャッチするのが一番成果につながっております。以上です。

○野辺委員 企業誘致アドバイザーからの情報が誘致に結びついたという事例は結構あるんでしょうか。

○矢野企業立地推進局長 アドバイザー制度は昨年までありましたけれども、これは今報酬なしでボランティア的に、情報提供とか、こちらに来ていろんなアドバイスをさせていただいております。それからコーディネーター制度を昨年8月から設けまして、630数件の訪問をしましたけれども、具体的には、御存じのようにアオキが宮崎市に立地しましたけれども、この1件は実績が出ております。

○野辺委員 今後、情報収集の方法として、ここに上げてありますが、どこに一番力を入れていくべきだとお考えでしょうか。

○矢野企業立地推進局長 現在力を入れているのは、こういう経済情勢の中で、成長産業と言われる新エネルギー関係、堅調な動きをしている食品加工関係、それと本県の特徴であります

医療機器関係、こういうところに力を入れているところがございます。以上です。

○長友委員 ハローワークの現状というのが、先日聞いた話では、非常に殺気立っているとか、いい情報が出ないかなということで朝からずっとあそこに詰めかけて、時には1つの情報をめぐって争うような感じがあると。また、1人採用ということに対して、行ってみると44～45人ぐらいたむろしておいて非常に大変な状況だと、これが一つの現状だということです。だから、雇用の確保というのは非常に重要な問題になってまいりますし……。大きな話になりますけれども、企業誘致、企業立地したことによって雇用の場が広がっていくことが、さまざまなほかの産業の発展の要因になっていくだろうと思うので、企業立地に関しては非常に戦略が要ろうかなと思うんです。それでさまざまな手を打っておられると思うんですけれども、宮崎県の県民所得など考えたときに、産業構造の転換というのをよく言われるわけですが、なかなかそれは一朝一夕ではいかんだろうと。しかし、企業立地を担当される分野として、今後、道州制等も考えられる。そのことによってもよくなるのか落ち込むのかわからんという状況もありますので、宮崎県の全域を見たときに、どれくらいの割合まで企業誘致を推進しておかなくてはならないというような目標は打ち合わせをされているのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○矢野企業立地推進局長 本県の製造品出荷額、17、18、19年度まで出ています。20年度はまだ出ていませんけれども、ここを見ますと、1兆2,000億、1兆3,000億、1兆4,000億というぐあいに毎年伸びています。ただ、ここの不況によって下がるんじゃないかという心配はあり

ます。伸びてはいますが、まだ九州では最下位の状況でありますので、これをもう少し上げたいと考えています。そのためには、ただ企業を誘致してそこに立地させるというよりも、地域の発展を考えながら戦略をつくっていきたいと思っております。

私どもは今、企業誘致で誘致活動をしております。情報収集して企業訪問しています。一方では、誘致した企業に対してフォローアップももちろんしているわけですが、このために、まずはそこに来ていただくための団地整備とか、水とか電気の心配ももちろんするわけですが、そのほかに誘致をする上での要件としましては、交通要件、それから人が集まるか、土地が安いのか、3つの要件がございます。一番は交通要件の問題ですが、これは何かというと物流が一番問題になってきます。私どもが企業訪問しますと、そこでよく言われるのは、「人はいい、水はいい、ただ物流だな」ということで、いつもそこでストップします。これにつきましては18年度に、県工業界、その他県関係課等集まって物流の学習会をつくって取り組んでいるところがございます。そういう基盤整備も一方でやりながら、地域的な学習会とか、一方では誘致をするために、大学等のTLO等ありますけれども、そこで開発された新技術を企業に紹介しまして、これをもって宮崎で事業化していただだけませんかとか、そういう形で宮崎に合った誘致活動をしていこうということです。地域性、戦略性を持った形でやろうと考えているところです。

○長友委員 各地方自治体も回るんですけれども、非常に財政状況が厳しいわけですね。とにかく、宮崎県全体あるいは各地域でもいいんですけれども、そこが活気が出るということにな

れば、サービス業なんかもそうですけれども、人がふえなくちゃどうにもならないという状況がありますし、それからまた収益性の高い産業が来ないと賃金も上がらないだろうということで、我々が望むことは、条件不利地域であるということは大きな課題でありますけれども、その中で宮崎県の将来、あるいは宮崎県各地域の存亡をかけるような状況になってきておりますので、そういうことを考えた上で、企業関係というのはどれぐらいのところまで将来的に持っていっておかにやいかんと、そういうことをまず念頭に置いてぜひともお願いしたいなというふうに思います。

○渡邊商工観光労働部長 先ほど長友委員が目標とか言われたんですが、実は平成20年の3月に企業立地促進法に基づく宮崎県地域産業集積活性化基本計画というのをつくっているんです。この中で、平成24年までの企業立地の目標を125社、新規雇用者数が5,000人、製造品出荷増加額634億円を目標にしまして、これは国の企業立地促進法に基づく計画ということで国の承認をいただいているんです。今のところそれが目標で進んでいると。先ほど矢野局長が言いましたけど、業種的な集積の種類もこの計画の中で掲げておりまして、それに基づいて今やっているということがございます。

○満行委員長 一応11時までの予定ですので。そのほかありましたら。

○松田委員 2点お伺いいたします。

1点目、企業立地に取組みまれて月日がたつわけなんですけど、費用対効果的なものはどうなのか。税収とか雇用とか一概には言えないと思うんですが、その辺のデータが出ていたらお教えいただきたい。

2点目、誘致とフォローと両輪で進めていらっ

しゃると思うんですが、そちらの人的な体制、例えばコーディネーター、アドバイザー、あるいは県外事務所の職員さんたちが一生懸命頑張っていたらいるんですが、他県の例ですと、異動せずに、希望される方が10年間とかずっと一貫して東京なり大阪なり大都市圏で活躍しているという事例があるんですが、県内はそういった人的なものに対する異動の配慮等があるのか、お教えいただきたいと思えます。

○矢野企業立地推進局長 費用対効果につきましては、大型案件につきましては個々の投資額について幾らぐらいあるというのは出してありますけれども、個々の話では、例えば国富町のFHPの費用対効果は出しました。補助金につきましては、あそこは2番館、3番館をつくりましたけれども、助成金を3年間で2番館に5億、3番館に5億ずつ2段階に分けて計15億出してあります。効果につきましては、サービス業、居酒屋さんとかマンションの方とかいろんな方々がいらっしゃると思えますが、この費用につきましては……ちょっとお待ちください。

○渡邊商工観光労働部長 企業立地の経済波及効果とか補助金との見合い、そのあたりをお求めだろうと思えます。これは後ほど整理して出させていただきます。

もう一点、人材のほうです。県の職員に関して言えば、3～4年のローテーションで動かしているのが実情でございまして、それを補完する意味でアドバイザーとかコーディネーター等をお願いしているわけでございます。県職員の人事の問題については総務部とか人事課ともいろいろ協議していかなきゃいけないということで、企業誘致というのは非常に専門知識が求められますので、できるだけそれにたけた職員がおったほうが良いというのは事実でございまして。

ただ、職員の県庁におけるキャリア形成という意味でどう評価するのか、そのあたりはまた別問題だろうと思えますので、そのあたりを含めて検討していく課題かなというふうに思っています。

○松田委員 人事に関しましては、商工観光労働部だけでなしに人事、総務が絡んでくることですから一概に言えないでしょうけれども、やはり県外の事務所で大変意欲を持って、あるいは企業との関連を持った職員が残留を希望したとしても、なかなか希望どおりにいかないという声も聞いております。そういう声が上がりましたら、さまざまな要素はあるでしょうけれども、ぜひぜひそういう声をとって、企業のためにも県のためにも資することですので、特例的な措置を考えられてもいいんじゃないかと思えます。

もう一点、提言ですけれども、先日、宮崎県の企業誘致コーディネーターの方の紹介で東京の機械振興協会に行っていました。そこでデータを見ましたら、九州管内における太陽光発電の企業集積値のウエートとして宮崎県は大変低いと。宮崎県が太陽光発電というのを提唱しているんですが、産業集積という部分で見るとデータ的には低いところにランキングをされておりました。詳しい内容は別といたしまして、要は、1社、2社だけであって関連企業のほうがない。それが熊本、鹿児島、大分に関しては、2～3の関連企業があって独自の太陽光発電に対する工業団地的なものが集約できているが、宮崎県がその動きがないということでしたので、企業誘致に関して、先ほど野辺委員のほうからの質問にあったように、優先順位はあったようですけれども、太陽光発電に関する関連企業のほうへの配慮もいただきたい、このように提言

して終わります。ありがとうございました。

○矢野企業立地推進局長 太陽光発電の集積ですけれども、半導体や液晶と技術がよく似ております。熊本とか北部九州は半導体に強いので関連企業の集積がある、これはよく認識しております。本県でも今、シェルソーラーが2つのプラントを持っておりますけれども、そこと取引先企業を育てておりますし、宮崎大学の大学院のほうで太陽光発電に関する技術の取り組みをしようということで、国の助成金の内定があったと聞いております。そういうことで高度な技術、それから地元の企業の育成は今後一生懸命取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○満行委員長 済みません。時間なものですから、ここで終わらせてもらってよろしいでしょうか。

○濱砂委員 11時までと決まっているんですか。

○満行委員長 次がまた11時から予定しているものですから。

それでは、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時9分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

福祉保健部においでいただきました。

初めに、一言ごあいさつを申し上げます。

私ども13名が当委員会の委員として選任を受けました。景気・雇用対策のために1年間頑張ってまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、福祉保健部の皆さんの紹介につきましても、出席者名簿をいただいておりますので、省略させていただきます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○加藤福祉保健部次長 本日は、宮脇和寛部長が体調不良のため当委員会を欠席させていただきますので、私がかわって説明させていただきます。委員の皆様には御迷惑をおかけしますが、御了承の上、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、御指示のありました、介護施設等における介護職員の雇用の状況等につきまして説明をさせていただきます。

お手元の景気・雇用対策特別委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。まず、1 介護老人福祉施設職員の実態調査結果について及び介護関係職種の有効求人倍率について、2 介護保険施設の整備計画について、3 人材確保の取り組みについて、4 人材育成の取り組みについての4件でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○大重長寿介護課長 それでは、長寿介護課関係を御説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。介護老人福祉施設職員の実態調査結果と介護関係職種の有効求人倍率についてでございます。

1の介護老人福祉施設職員の実態調査結果ですが、①にありますように、県内の市部、郡部から50人と80人定員施設それぞれ7施設を抽出してアンケート方式で調査を実施しました。

(2)の調査の結果ですが、看護師を除く介護職員は、基準職員数を配置最低基準というところに上げておりますけれども、50人施設が15人、80人施設が24人でございますけれども、その基準職員数を上回る正規職員数に加えて、非正規職員も配置をしている現状でございます。

次に、平成20年度の平均離職率ですが、50人施設で正規4%、非正規14.8%、80人施設で正規8%、非正規10.5%となっておりまして、資料にはございませんが、平成19年度の厚労省の雇用動向調査結果の宮崎県の全産業で見ますと17.8%でございます。介護職は21.9%ということになっておりますが、それを比較しますと、特に正規職員の離職率は、今回の調査では低い結果が出てまいりました。一方、非正規職員については正規職員を上回る離職率が見られます。

次に、賃金についてですが、高卒直採用と介護福祉士養成校卒直採用の初任給と10年後の給与を調査いたしました。初任給は、一番下に平成19年の賃金構造基本統計調査の結果を上げておりますが、本県の高卒初任給、短大卒初任給を上回っているという結果が出ております。次に10年後の給与を見ますと、初任給と比較しておおむね3万円の増となっております。介護福祉士養成校卒10年目で18万6,000円程度となっておりますが、これも資料にはなくて申しわけありませんが、先日公表されました国の平成20年度賃金構造基本統計調査の宮崎県の産業の計——30歳から34歳全職種を合わせてということでございますけれども、30歳から34歳の女性の平均給与額18万1,800円と比較しますと、ほぼ同水準という結果になっております。次に非正規職員の処遇ですが、日給は6,600円程度、時間給が800円から840円となっております。今回の調査結果には、非正規職員に時間給のほかに月単位で支給される定額あるいは定率の手当があるんですが、それを反映することが少し困難であったために、反映しない800円、840円という数字を出しております。そういった関係で時間給が低く出ておりますけれども、それを考え合わせましても、非正規職員には、身分の不安定さと

相まって不満のある状態、実態等推察されるところでありまして、離職率の高さの一つの要因ではないかと考えております。

次に、2の介護関係職種の有効求人倍率でございます。本県の21年4月は0.85となっております。求人が求職数を下回る状況となっております。全国の1.42、あるいは東京の2.86と比較しますと、本県の介護関係職種の雇用関係は逼迫した状況にはないのではなかろうかと考えております。そうした状況の中で、今回、国が介護職員処遇改善等臨時特例交付金の支給を計画しておりますので、現在、情報収集に努めているところでございます。

次に、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。介護保険施設の整備計画についてでございます。

1の特別養護老人ホームの待機者総数は、平成20年4月1日時点で3,267人で、要介護度別では、表にありますように要介護度3以上の方が66.4%を占めております。なお、待機者の6割は自宅で生活されているという調査結果が出ております。

次に、2の第4期介護保険事業支援計画における介護保険施設の整備計画でございます。表の右のほうのベッド増減数の合計欄にプラス2,082という数字がございますが、平成23年度末までに2,082床を整備する予定ということでございます。このうち一番右の（うち再編分）合計1,706というのがありますけれども、これは現在あります介護療養型医療施設からの転換分でございます。2,082床から転換分の1,706床を引いた376床というのが、第4期のいわゆる純増、新たな整備ということになります。

同じく、表の右端の（うち再編分）の上から2番目の介護療養型医療施設から老人保健施設

に転換する686床につきましては、看板のつけかえだけで済みますので、新たな施設整備は不要ということになります。しかし、その上の特養631床、2つ下のグループホーム231床、その下の特定施設158床、合わせますと1,020床になりますが、この1,020床については、介護療養型医療施設から転換する医療法人が社会福祉法人を設立などして新たに整備することになります。

次に、表の一番下に参考として挙げております介護療養型医療施設の23年度計画のところでも米印3というのが中ほどにあります。ここで636床という数字を上げております。これは現時点でまだ転換を決めていない介護療養型医療施設のベッド数でございます。これは、御存じのとおり平成24年度当初には廃止になることが決まっております。遅くとも平成22年度中ごろまでには転換先を決定していただいて、23年度中に特養等の整備を図るか、24年度当初に老健施設へ衣がえするかの方策をとっていただくこととなります。そうしないと、いわゆる介護難民が発生することになりますので。こうして24年度当初には、表の左下に括弧書きで書いてありますが、平成20年度計画値の介護療養型医療施設2,357床を介護保険施設のいずれかに転換していくことにしております。なお、表の右端のベッド増減数2,082と、(うち再編分)1,706の差376床につきましては、先ほども申し上げましたけれども、一番下に参考として挙げておりますように、療養病床再編とは関連しない特養18床、グループホーム108床、介護つき有料老人ホームなどの特定施設が250床、合計376床を平成23年度末までに整備するというところでございます。

以上が整備計画のあらましですが、雇用の視点から今のことを整理してみますと、まず、介護療養型医療施設の平成20年度計画値の2,357か

ら20年度実績1,711を引いた646床については、現在は医療療養病床あるいは一般病床として機能しております。しかし、この646床につきましても介護保険施設の整備枠として温存しておりますので、結果的に介護のベッドが23年度末までに646ふえることとなります。もう一つ話があるんですけども、この646床のすべてが医療療養病床のほうにとどまって新たに同数の特養を新設した場合には、利用者3人に対して1人の介護職を置くという基準から計算しますと、新たに介護職215人あるいは216人の雇用増が期待されるころなんです。さっき言いましたように医療療養病床に行っているベッドが介護、特養のほうに転換するということになりますと、事業の転換ということになりますので、新たな雇用増はその分少なくなるということになります。繰り返して言いますが、医療療養病床がそのまま残れば新たな雇用増になります。しかし、医療療養病床に今おところが、そのまま職員を連れて介護のほうに戻ってくれば、それは事業の転換でありますので、新たな雇用の拡大にはならないということでございます。

同様に、介護療養型医療施設の20年度実績1,711床は、転換しますと、先ほど申し上げましたけれども、これも事業の転換でありますので、新たな雇用の発生は期待できません。ただし、一番下に参考として挙げておりますけれども、介護療養病床転換とは無関係の376床の整備につきましては、先ほどの3対1の計算でいきまして、合計126人の介護職員の新規雇用が期待されるということは言えようかと思えます。

なお、現在、介護の世界にはいない646床ということ先ほど申し上げましたけれども、この646床につきましても、第4期計画(平成21～23年度)の中では、介護療養型医療施設として保

保険料の算定の基礎にしておりますので、これが返ってきても保険料に影響することはございません。

次に、資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。4の人材育成の取り組みについてでございます。

まず、1の認知症介護研修事業でございますが、この事業は、専門的な知識と技術を要する認知症介護におきまして、認知症介護技術の向上を図り、サービスの充実を目的とするものであります。介護保険施設等に従事する職員等に対する研修事業を実施しております。研修内容としましては、実務経験の浅い介護職員の資質向上を図る認知症介護実践者研修や、施設の認知症介護において中核的な人材、指導者を養成する認知症介護実践リーダー研修など7つの研修を実施しております。

次に、2の介護支援専門員研修事業でございますが、この事業は、介護保険制度の理念であります要介護高齢者等の自立支援を実現する役割を担う介護支援専門員に対して、その資質向上を図ることを目的として実施するものであります。研修内容としましては、介護支援専門員の資格取得のための介護支援専門員実務研修や、指導的立場にある介護支援専門員を養成する主任介護支援専門員研修など5つの研修を実施しております。

最後に、3の社会福祉研修センター事業でございますが、この事業は福祉人材の資質の向上を目的としておりまして、社会福祉事業に従事している現任の職員等に対する研修事業を実施するものであります。研修内容としましては、新任職員向けや中堅職員向け、管理者向けなど階層別に行う階層別研修と、レクリエーション、カウンセリング、リスクマネジメントなど個々

の専門的なテーマ別に行う専門講習の2つの研修に系統立てて実施しております。

長寿介護課の説明は以上でございます。

○佐藤福祉保健課長 福祉保健課でございます。私のほうからは人材確保の取り組みにつきまして御説明いたします。

3ページをごらんください。まず、1の福祉人材センター事業でございますが、この事業は、求人求職情報の提供などの福祉人材無料職業紹介事業、あるいは福祉の仕事への理解を深めるための就職説明会などの各種広報研修会等の実施によりまして、福祉職場への就業促進を図るものであります。平成20年度の実績は、新規求人数813人、新規求職者数929人、就職者数150人です。

次に、2の介護福祉士等養成確保特別対策事業についてであります。この事業は平成20年度の2月補正で事業化したものでございまして、介護福祉士等を目指して養成施設で修学する方に対しまして、将来県内で介護または相談援助業務に従事する意思のある方に対し修学資金を貸与することによりまして、質の高い福祉・介護人材の育成確保を図るものでございます。今年度、21年度につきましては、新入生34名、在校生31名の計65名の貸付枠を設けているところであります。

次に、3の福祉・介護人材確保特別対策事業についてであります。この事業は6月補正予算により事業化したものでございまして、アの進路選択学生等支援事業は、生徒、教員等に対する相談や助言など、イの潜在的有資格者等養成支援事業は、介護福祉士等の潜在的有資格者や主婦等を対象に実践的な研修を行うものでありまして、いずれも介護福祉士等養成施設が行う取り組みに対して補助を行うものでございます。

次のウの複数事業所連携事業は、複数の小規模事業所が連携してのキャリアアップのための合同研修など、エの職場体験事業は、福祉・介護の職場を体験学習する機会を提供するものでありまして、いずれも介護事業所等が行う取り組みに対して補助を行うものでございます。

福祉保健課からは以上でございます。

○満行委員長 説明は終わりました。御意見、質疑等ありましたらお受けいたします。

○中野廣明委員 まだ待機者が大分いるんですけど、いろいろ話を聞くと、20年先になると高齢者が大分少なくなって、今後、老人ホームなんかできるのはかなり難しいとか、そういう話を聞くんです、国のほうの補助金とか含めて。今廃校とかいっぱい出ているんです。ああいうところで老人ホームをしたいという人があった場合、かなり制度的には難しいんですか。

○大重長寿介護課長 今御指摘がありましたように、待機者が3,000人を超える状況は、ずっとここ数年同じ状態で続いております。そのたびに国の参酌標準、整備基準といいますか、要介護認定者数に対する施設のベッドの割合が全国的にでこぼこがないような調整を国がやっておるんですけども、確におっしゃるように廃校の活用というのは非常に有効だと思うんですけども、現実のベッド数の枠というものが限られている中で、なかなかそういう対応ができないという現状でございます。

○中野廣明委員 ベッド数の枠というのはどこが決めるんですか。

○大重長寿介護課長 先ほど参酌標準と申し上げましたけれども、要介護認定者数の要介護度2から5までの方々の37%がベッド数の上限ですよという国の基準があるわけです。本県は現在のところ43%、6%ぐらい上回っている状況

ですと推移をしてきております。

先ほど介護療養病床の600の返りがあると申し上げましたけれども、646は本来的には今介護の分野にはないわけですから、国としては646は想定しないという考え方、それを想定しなければ参酌標準は当然下がるじゃないですかという立場です。前回、19年度の計画を立てた際に、2,357については介護のベッドで確保しますということで了解を得て、今回、先ほど言いましたように、場合によっては、新たな646も待機者の解消には必ずつながると思います。今現在介護にいないベッドが646だけ介護のほうでふえるわけですから、待機者解消にはなる。それと先ほど言いました、療養病床再編とは関係しない376、これも合算した1,000床ぐらいについては待機者解消の有効な役割を果たすというふうには考えております。

○坂口委員 待機者の重複はどんなになっているんですか。

○大重長寿介護課長 20年4月ということで数字を出しておりますけれども、21年4月も実際かけております。ただ、委員御指摘のように何カ所にも申し込んでいる場合がありますので、それを整理する作業が結構かかるものですから、なかなか21年4月の数字が出せないんですけども、国も9月か10月までに報告をしてくれと言っていますので、9月、10月には整理をした数字がですね。今出ている20年4月の3,267というのは整理をした数字になります。

○坂口委員 言われたように、期待も含めてですけども、1,000床ぐらい軽減されても、今の37%では2,000ぐらいが待機せざるを得ん。その中で、一つには、今度の国による臨時特例交付金が来た場合、これの用途、事業はどういうことを想定されているんですか。

○大重長寿介護課長 国が今回、21年度の補正で緊急整備ということで出しておりますが、この内容は、いわゆる地域密着型といたしまして、各市町村が指定権限を持っている介護保険事業、特養であれば29人以下の小規模施設、あるいは認知症のグループホームを整備する際に、県が基金を積んで交付金という形で事業主に渡していくという制度でございます。

○坂口委員 小規模となると西米良と諸塚の方はなかなかですけど、それでベッド数が確保できるということは余り期待はできんことになるんですか。施設の事業者から申請があることを前提にしても、限られるわけですね。

○大重長寿介護課長 おっしゃるように、椎葉、諸塚で考えたときに、待機者が29人いるかということになりますと、実際問題としてはいらっしやいません。あくまでも市町村が決める、諸塚村として9床の特養をつくります。諸塚村の人しか利用できませんという形、椎葉村で10床をつくりますということになっても、経営が成り立たないということになろうかと思えます。

○坂口委員 既存の施設が増床するという以外では、30人以下となると、経営の視点からですけれども、医療型療養病床の老健への転換をやれば確保できるけれども、そのまま病床として持っていかれるとその部分がと言われた未定の部分ですね。時限的にちょっと厳しいのかなと思うんですけど、老健に持っていくとなると、療養型が持っているのは20床だったですか、これは経営的にもなかなか老健への転換というのは難しいんじゃないですか。今まで方向を出していない介護療養型の医療施設というか医療床というか。

○大重長寿介護課長 確かに経営的には、報酬単価からいきますと、老健よりも介護療養型が

高い、介護療養型よりも医療療養のほうが高い、こうなっていますので、介護療養型の転換を今考えている医療機関というのは、比較的優遇措置は国もとってきましたので、行きやすくなっております。ただ、高いほうに、医療のほうに行こうかなという医療機関も、正直言います。少なくとも、先ほど言いましたように、22年度の中ごろまでには態度を決定していただかないと、うちはやめたということで、今から急に施設整備ということになっても間に合いませんので、22年度中ごろまでの態度決定をお願いしておるところでございます。

○坂口委員 参考までに教えてほしいんですが、先ほどの要介護度2～5の37%という上限には、軽費老人ホーム、有料老人ホームというのは含めるんですか。

○大重長寿介護課長 介護つきの有料老人ホーム、いわゆる介護報酬で支払っていく部分については含まれております。住宅型の有料老人ホームは対象外でございますけれども。

○権藤委員 1ページの調査結果と参考資料なんですけど、簡単なほうからいきます。2の求人倍率のほうですが、4とかいうことになると外国人まで動員しないと充足されないのかなということなんですけど、そういう意味では、これは全国も本県も東京都も同じ基準で調査されているんですよ。上の1の調査結果とは関係ないんですよ。客観性のある調査結果ですよ。

○大重長寿介護課長 1のほうはあくまでも抽出していますので、全体を反映しているかということになりますと、そうでない可能性もあります。ただ、2のほうにつきましては、厚生労働省の統計でありますので、同じ基準で統計を出していると思います。

○権藤委員 一つには、ベッド数の変更等によつ

て新規の労働者の雇用が生まれる可能性もあるという話でしたが、1の調査結果について先ほど課長が説明された中で、県平均が17%とか、看護職だと21.9%の離職率というような説明があったかと思うんですが、50とか80の施設のデータというのは非常に安定しているというか、いいデータじゃないかなと。先般、福祉施設と介護施設の経営者との懇談会が特別委員会で持たれましたね。ああいったところでも、本当に人が不足しているのかどうかというの、規模とかそういうので……。この50、80というところはいいところじゃないですか。もっと混乱している現場があるんじゃないかという気がするんですが。

○大重長寿介護課長 数字をこの資料に出していなかった関係で、御説明を口頭だけでした関係で誤解があったのかもしれませんが、平成19年度の厚労省の雇用動向調査結果で申し上げましたのが、宮崎県の全産業の離職率が17.8%、看護職を除いた介護職の離職率が21.9%でございましたが、それに比較すると今回の調査結果は低く出ておりますということでございます。

○榎藤委員 私が思うのは、50、80というところは当然よく出るんじゃないのと、それ以外のところに問題があって、17.8%と比較すると、逆に20%とか25%のところがあるんじゃないでしょうか、実態がこの調査だけではいかなのじゃないでしょうかということです。

○大重長寿介護課長 50人、80人で調査をかけたのは、介護報酬と職員配置基準からいったときに、50人施設の小規模施設は経営が苦しい、一番効率的な経営ができるのが80人施設だと一般的に言われております。ですから、苦しいと言われている50人と、一番経営しやすい80

人を両方調査してみたときに、何か変化が出てくるかなということで調査したんですけれども、結果は、むしろ50人のほうがいいような結果が出ておまして、私どもが予期したような結果じゃなかったものですから、先ほど御説明の中でもあえてそこは説明いたしませんでしたが、50人施設がこれだけ頑張れているということは、あとの100人施設、150人施設はなお効率的な運営ができておりますし、当然、介護職員も余計いるわけですけれども、そこについては、50人施設、80人施設よりも100人を超す施設のほうはさらにいい処遇がやれているんじゃないかと思っておりますので、今回調査した結果だけ見れば、一応安定しているのかなというふうに考えております。

○榎藤委員 将来的に1カ所に定着するというのが望ましいわけですから、離職率は低いほうが望ましいと思うんです。

それと気になったのが、高卒の初任給と10年後という比較をされていますが、これについても私はとり方がいろいろあると思うんです。都会等で3Kに入れられたりいろいろしているというのは、親と一緒に住むという感覚が余りないとか、あるいはまた体力的にも本当に重労働だと思っているから3Kに入れてしまう。そういうのがあるのに対して、九州とか宮崎とかは、大分介護に当たる人の精神的な受け皿が違うんじゃないか、そんなふうにも思うんです。私が希望としてお願いしたいのは、夜間勤務とか、同じ職業でも運転手さんがおったり、現場職というんですかブルーカラーというか、そういうようなところと比較したときには、やっぱりきついというのはあるのかなと——観念的なことです。そういうのがありますので、経営者の判断等については、県がそういうデータをどんど

んすると給料を上げろということかというふう
に反発もあるかもしれないけど、今の状況ではま
あまあ全国に比べればいいということかもしれ
んけど、介護職そのものの離職率は高いのかな
ということがありますから、いろいろと研究を
していただいて、それとなく経営者の方も考え
ていただくようなデータのとり方があると思う
んです。そこは研究していただくことが必要じゃ
ないかなというふうに要望しておきます。

○黒木副委員長 関連になりますけれども、1
ページの調査ですけれども、実態から見た場合
には、これはいい結果かなと思うんです。この
中には有給休暇がどうなのかとか残業手当がど
うなっているか、先ほど言われた夜勤の問題と
か、そういったものは調査されなかったんでしょ
うか。

○大重長寿介護課長 取り急ぎの調査でござい
ましたので、余り調査項目を出してもというこ
とで、時間外や有給休暇の関係については対象
としておりません。

○黒木副委員長 私が知っているところは
しょっちゅう職員がかわっているような状況が
見受けられるものですから。宮崎県には大学も
ありますし、いろいろな養成の学校も多数あっ
て、そういう人たちが安定して職につけないと
いう状況があるというふうに考えているもので
すから、労働条件をしっかりと把握して、国に
県からも要望していく必要があるんじゃないかな
というふうに思いますが、どうでしょうか。

○大重長寿介護課長 先ほど最後のところで、
国が1万5,000円各職員の給料を上げるというよ
うなことでの交付金の情報収集を今しております
と申し上げましたけれども、それは実際に上
げなければ返還ですよということになっていま
すので、交付金をもらったところが本当に上げ

ているかどうか実態調査をやる必要があろうか
と思っています。そういう調査の中で、副委員
長御指摘の点等についても考えていきたいと思
います。

○黒木副委員長 人材の育成の件ですけれども、
この前の経営者の方々との意見交換会の中では、
「施設としては間に合っていますよ」というよ
うな言い方もされたんですけれども、将来を考
えてみますと、しっかりした人材を育成してい
くというのが非常に重要なことだと思いますし、
県としてもそういった計画を立てて取り組んで
いただきたいと思います。

○外山三博委員 こういう施設には、国のほう
から市町村経由——今、交付金というんですか、
例えば施設にこれだけの介護職員がいるとい
うことで、1人当たり幾らという算定で……。前
は措置費と言ったですね、今は何と言うんです
か。

○大重長寿介護課長 まさに委員がおっしゃ
いましたように、かつては措置費ということで、
現在は介護報酬という形で、市町村から直接で
はなく、国保連合会を通じて報酬を受け取っ
ているということです。

○外山三博委員 これは1人に対して幾らです
か。

○大重長寿介護課長 要介護度に応じて、例え
ば特養の場合であれば25万円前後、要介護度の
低い人は安いし、高い人は高くなるという基準
がございすけれども、以前は、要介護度とか
言わずに、一律1人幾らということではございま
した。そここのところは以前とは変わっています。

○外山三博委員 そういうことで基準があつて
来ますね。施設によって賃金が違ってくるとい
うのは、何で違ってくるんですか。

○大重長寿介護課長 措置費の時代には、施設

の建設から改築に至るまで、国なり民間補助がかなり高率の補助が投入されておりました。私どもも施設の指導をする際には、「措置費というのは、職員の給与はこのくらいちゃんと見込んでいるんだから、その分出してください。昇給は年1回ちゃんとやってくださいね」と、給料表を見ながら事細かに指導をしていった経緯がございます。ところが、介護保険の世界に入ってきたときに、施設整備については残ってはいるんですけれども、通常、1床当たり1,000万かかるような改築について300万の補助を現在予定しておりますけれども、その差額は法人で負担しなさいということになってまいりました。私どもも監査の際に、「給料を上げなさい。よその施設よりもおたくは低いですよ」ということがなかなか言えない。「注意されて上げた方がいいが、経営が成り立たない、改築もできないといったときに、県が補助金を出してくれるんですか」と言われると。制度の変わり目で、昔はある程度給料は各施設並んでいたと思います。指導を徹底的にやっていたので。ところが、介護保険になってからはそれが非常に困難になったということでございます。

○外山三博委員 国が支給してくる人件費から見ると非常に低いですよ。それをきちっと払いなさい、払えなければ施設で努力して金をつくって払いなさいということになるわけですね。施設はどこからそのお金を持ってくるようになるんですか。指導を受ければ、基準に満たない分を施設でお金を準備して払わんといかんわけでしょう。そんなことはないですか。国のほうが基準で持ってきたお金できちんと払っておれば問題ないんでしょう。ところが、そういうふうに行っていないわけでしょう。

○大重長寿介護課長 介護報酬はどの施設も同

じです。要介護度に応じて介護報酬が支払われますので。要は、もらった介護報酬についての用途は自由だと、その法人施設のほうで自由裁量で使える。ある意味、職員の処遇については、使用者と労働者との需給のバランスというもので決まっていく。そこが非常に賃金が安ければ職員が逃げていく、職員がいないと営業ができませんので、給料をちょっと上げて次の募集をかけるかといったような、そういう競争の世界に今入っておるといふところ……。

○外山三博委員 ちょっとわかりにくいんですが、介護報酬は施設に来るわけですね。

○大重長寿介護課長 そうです。

○外山三博委員 そこで仕事をされる介護士なんかには、来た報酬をそのまま横流しじゃなくて、そこで調整して、満額やったり少なくやったりというのは施設の考えで動くということで、施設ごとの違いが出てくるんですね。その辺は指導で、国が基準で盛っているやつを支払えということは、さっきの話ではできないんですか。

○大重長寿介護課長 介護報酬として受けた収入を、当然予算で各法人は執行してまいります。先ほどちょっと申し上げましたけれども、施設の改築のために積み立てていかなくちゃいけないんだという金をこっちに置けば、どうしても給与のほうを少し抑えていかなくてもいけない。ただ、しばらくの間改築の計画がないという場合には、ある程度職員の給与は優遇できる可能性もございます。要はその法人の経営の考え方で職員給与が決まっていく。それに対して行政として、最低賃金を割っていけば、当然それはだめですよという指導はするんですけれども、法令違反がなければ、指導というのはなかなか今困難な状況でございます。

○外山三博委員 それじゃ、例えば食事の質を

落として、そこでお金を生み出すというようなことも行われていくということになりますよね。

○大重長寿介護課長 そこは微妙なところでございまして、職員処遇についてはなかなか口が出せない状況があるんですけども、いわゆる利用者の処遇につきましては、その質を落とすということがあっては、この施設とこの施設で利用者処遇が違っていると、そのところについては指導はしております。

○外山三博委員 それはやっておられるんですね。

○大重長寿介護課長 利用者処遇に関してはですね。

○外山三博委員 市町村がやるわけですね。

○大重長寿介護課長 施設指導につきましては、出先の福祉こどもセンター、あるいは我々が一緒に行ったり、それぞれで行ったりという形で指導しております。

○外山三博委員 非常に微妙なところがあって、ちょっとわかりにくいところがありますが、もういいです。

○満行委員長 12時になってしまいますが、どうしてもという方がおられましたら。

済みません。御協力ありがとうございます。

それでは、これで終わらせていただきます。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

協議事項についてお願い申し上げたいと思います。

まず、(1) 県外調査についてであります。事務局案では10月28日から30日までを予定してお

ります。9月定例会に1回特別委員会が開かれるんですが、余り時間がありませんので、きょうこの場で御意見、御要望等がありましたらお願い申し上げたいと思います。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、一任ということですので、お任せいただきたいと思います。

次に、県南調査についてであります。資料1をごらんください。前回の委員会で決定いただきました日程、8月6日、7日の日程であります。9時50分に県議会集合となっておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。現在のところ、書記からは全員御参加という報告を受けておりますので、変更等ございましたら、書記を通じて御連絡いただきたいと思いますが、なお、服装につきましてはクールビズでお願いをいたします。

次に、協議事項(3) 次回の委員会についてであります。次回の委員会で執行部への説明、資料要求について、何か御意見や御要望がありましたらお受けしたいと思いますが、ありませんでしょうか。

特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては正副委員長に御一任ということですのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのような形にさせていただきます。

最後、その他でございますが、皆さんからは何かございませんでしょうか。

では、確認の意味を含めて、再度、今後の日程について申し上げます。8月6日から県南調査となります。次回の委員会は9月下旬、事務局案では9月30日を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の委員会を終わります。

午後0時2分閉会